

地域キャンパス校の  
教育環境の充実に向けて

平成28年3月

北海道教育委員会

# 目次

はじめに	1
<b>1 地域キャンパス校の概要</b>	<b>1</b>
(1) 地域キャンパス校制度	
(2) 導入状況	
(3) 地域キャンパス校の取扱い	
<b>2 地域キャンパス校における現状と課題</b>	<b>2</b>
(1) 現状	
(2) 課題	
<b>3 地域キャンパス校を取り巻く状況</b>	<b>4</b>
(1) 人口減少社会と地方創生への対応	
(2) 地域キャンパス校の入学者数の減少と市町村の対応	
(3) 地域からの意見等	
(4) 遠隔教育の進展	
<b>4 地域キャンパス校の在り方及び教育環境の充実策の考え方</b>	<b>6</b>
(1) 充実策検討の視点	
(2) 再編基準の取扱い	
(3) 教育環境の充実策	
ア 遠隔システムの積極的な活用	
イ 特色ある教育活動の一層の推進	
ウ 学校間連携の促進	
エ 教員配置の充実	
オ 地域との連携の充実	
カ 学校の魅力の発信	
<b>5 今後の取組</b>	<b>12</b>
<b>資料</b>	<b>13</b>
1 高校教育検討委員会設置要綱	
2 検討経過	

# 地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて

## はじめに

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、平成18年度に策定した「新たな高校教育に関する指針」（以下「指針」という。）の考え方にに基づき、望ましい学校規模を維持するため高校の再編整備を進めてきているが、特に地理的条件から再編整備が困難であり、地元からの進学率が高い第1学年1学級の高校を地域キャンパス校として、同一通学区域内のセンター校からの出張授業など連携した教育活動により教育環境の維持充実に努めている。

しかしながら、道内の中学校卒業生数は平成27年には約4万6千人となり、ピークであった昭和63年の半数以下まで減少するなど、全国を上回るペースで少子化が進んでおり、一部の地域キャンパス校においては、指針で示している再編基準（第1学年の在籍者数20人未満）を下回る状況が見られ、現行の基準を適用した場合、募集停止の検討をせざるを得ない状況となっている。

こうした中、道教委では、人口減少社会への対応や地方創生の観点から、地域の教育機能を確保することが重要な課題であるとの認識の下、指針に基づく施策の成果と課題についての検証を進める中で、対応が急がれる地域キャンパス校の在り方や教育環境の充実に向けた検討を平成27年度内に行うこととした。

この検討に当たっては、庁内に検討組織である「高校教育検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、地域キャンパス校の所在する市町へのアンケート調査、北海道町村教育委員会連合会等の関係団体からの意見聴取などを実施した。

なお、「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて」は、地域キャンパス校の在り方や教育環境の充実に向けた方向性を取りまとめたものであり、指針に基づく施策の成果と課題についての検証は、平成28年度も継続して行うこととする。

今後、検証を継続する中で、地域キャンパス校の在り方や教育環境の充実のための方策について、引き続き、検討を進めるとともに、可能な施策から順次実施していくこととする。

## 1 地域キャンパス校の概要

### (1) 地域キャンパス校制度

地域キャンパス校制度とは、他の高校への通学が困難な地域を抱え、かつ地元からの進学率が高い第1学年1学級の高校が、同一通学区域内のセンター校からの出張授業や連携した教育活動により、教育環境の維持充実に努める本道独自の制度である。

### (2) 導入状況

地域キャンパス校は、平成20年度から順次導入してきており、平成27年度現在で19校（普通科15校、商業科4校）に導入している。

導入状況は【表1】のとおりである。

【表1】地域キャンパス校の導入状況

通学区域	後志		胆振西	胆振東		日高	渡島		
導入年度	H20	H21	H26	H20	H21	H20	H20	H21	H22
地域キャンパス校	蘭越	寿都	虻田	厚真	穂別	平取	福島商業	熊石	南茅部
センター校	倶知安	岩内	伊達	苫小牧東	苫小牧西	静内	函館商業	八雲	函館中部

通学区域	上川北		留萌	宗谷	オホーツク中			オホーツク東	オホーツク西	釧路
導入年度	H20	H20	H20	H21	H21	H24	H27	H21	H21	H25
地域キャンパス校	下川商業	美深	苫前商業	豊富	常呂	津別	佐呂間	清里	興部	阿寒
センター校	士別翔雲	名寄	留萌	稚内	北見北斗	美幌	北見柏陽	網走南ヶ丘	紋別	釧路湖陵

### (3) 地域キャンパス校の取扱い

指針においては、地域キャンパス校の取扱いについて、第1学年1学級の地域キャンパス校については、5月1日現在の第1学年の在籍者が20人未満となり、その後も生徒数の増が見込まれない場合は、再編整備を進めることとしている。

## 2 地域キャンパス校における現状と課題

### (1) 現状

#### ア 教員の配置状況

第1学年1学級の道立高校は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に基づく教員配置及び道単独の加配措置により、校長、教頭、教諭合わせて11名の配置となっている。このうち、道単独の加配措置は2名である。

地域キャンパス校では、出張授業や連携した教育活動等を実施するため、センター校に加配教員を配置していることから、地域キャンパス校以外の第1学年1学級の学校と比べて教員が1名少ない配置となっている。

【表2】 教員の配置状況

学校規模 職名	地域キャンパス校		地域キャンパス校以外の第1学年1学級校		第1学年 2学級校
	うち加配		うち加配		
校長	1		1		1
教頭・教諭	9	1	10	2	16

#### イ センター校と連携した教育活動

地域キャンパス校では、センター校との間で、週に8時間（2～3科目）程度の出張授業や、吹雪等により出張授業が困難な場合に実施する遠隔授業をはじめ、生徒会交流や部活動の合同実施、教員の研修など、両校が連携した教育活動を行うことにより、教育環境の維持充実を図っている。

センター校と連携した教育内容や、連携の柱となる出張授業のメリットは、【表3①、②】、出張授業の例や実施状況は【表4①、②】のとおりである。

【表3①】 センター校と連携した教育内容

授 業 に 関 連 す る 連 携	出張授業	センター校の教員が地域キャンパス校に出向いて行う授業であり、1週間に8時間程度実施。2～3科目の実施を基本
	遠隔授業	両校間における双方向通信の機能を活用して行う授業であり、出張授業の補完的な役割を担うもの
授業以外の連携		両校の生徒会の交流や合同の部活動、教員の研修や情報交換会などを実施
連 携 委 員 会		両校の代表により組織する委員会であり、連携の在り方などについて協議
連携研究協議会		両校の代表者が一堂に会して、連携の在り方について研究協議を行い、地域キャンパス校の教育環境を充実

【表3②】 出張授業のメリット


<b>専門性の高い授業</b> 家庭や情報、芸術などの教員が地域キャンパス校に配置されていない場合でも、出張授業の実施により、専門性の高い授業が可能	<b>少人数指導等の授業</b> 数学や英語などは、出張授業の実施により、地域キャンパス校の教員と連携した少人数指導や習熟度別指導が可能	<b>選択科目の開設</b> 地理・歴史や公民、理科などは、出張授業の実施により、選択科目の開設が可能になり、教育課程が充実
---	---	---

【表 4 ①】出張授業の例


地域キャンパス校	センター校	学年	教科名	科目名	派遣教員数		単位数	実施形態等
A 高校	B 高校	1	数 学	数学 I	1		3	両校の数学科教員による習熟度別授業 ----- センター校の理科教員による専門科目の授業 ----- 地域キャンパス校に専科教員がない科目の授業
		3	理 科	物 理	1	3	4	
		1	家 庭	家庭基礎	1		2	
C 高校	D 高校	1	国 語	国語総合	1		4	両校の国語科教員による習熟度別授業 ----- 両校の数学科教員によるチームティーチング ----- センター校の英語科教員による選択科目の授業
		2	数 学	数学 A	1	3	2	
		2	外国語	実用英語	1		2	

【表 4 ②】遠隔授業の実施状況

**配信側**




【双方向ライブ配信】



【両校の連携・協力】

**受信側**



【遠隔授業に係る研究開発（H25～28）におけるこれまでの成果】

- ・ 選択科目の開設や習熟度別授業の実施など、進路希望等に対応した学習支援が可能
- ・ 評価シートの活用などにより、対面授業と同じように学習評価を行うことが可能
- ・ 実技を伴う科目（書道）においても、カメラワークの工夫などにより、対面授業と変わらない学習効果 など

## ウ 進路状況

地域キャンパス校においては、出張授業や遠隔授業により、生徒の学習ニーズや進路希望などに応じたきめ細かな学習指導を行っている。

【表 5 ①】のとおり、平成26年度における19校の地域キャンパス校の進路状況は、就職する生徒が47.6%、大学・短大や専修学校に進学する生徒が46.7%であり、ほぼ同じ割合となっている。

また、全道の状況【表 5 ②】と比較すると、地域キャンパス校では、就職する生徒の割合が高く、全道平均の2倍近くとなっている一方で、大学に進学する生徒の割合は低い。

【表 5 ①】 地域キャンパス校卒業者の進路状況（平成26年度）

国公立大	国公立短大	私立大学	私立短大	専攻科	専修・各種	予備校	就職	自家・自営	無業	その他	合計
8	0	44	24	0	140	0	220	12	14	0	462
1.7	0.0	9.5	5.2	0.0	30.3	0.0	47.6	2.6	3.1	0.0	100.0

【表 5 ②】 全道の公立高校卒業者の進路状況（平成26年度）

国公立大	国公立短大	私立大学	私立短大	専攻科	専修・各種	予備校	就職	自家・自営	無業	その他	合計
3,985	89	7,713	1,691	217	8,324	2,002	8,027	172	768	5	32,933
12.1	0.3	23.4	5.1	0.7	25.2	6.1	24.3	0.5	2.3	0.0	100.0

※表 5 ①、②の上段の数値の単位は人、下段の数値の単位は%

## (2) 課題

### ア 入学者数の減少

- 中学校卒業生数の急激な減少や進路希望の多様化などにより、地域キャンパス校への入学者数が減少傾向にある。平成27年度は、19校の地域キャンパス校のうち5校において、第1学年の在籍者が20人未満となっており、今後の中学校卒業生数の推移やこれまでの進路動向などを参考に推計すると、今後、10年以内に約半数の地域キャンパス校で20人を恒常的に下回る見込である。

- 地域キャンパス校が所在する市町の中学校卒業生数が減少していることに加え、導入時と比べると地元から進学する生徒の割合が低くなっている地域キャンパス校がある。

### イ 教育課程の編成上の制約

- 出張授業の実施などにより、多様な授業展開等に努めているものの、教員配置数が少ないことから、他の規模の学校と比べて開設科目数が少ない状況にある。  
また、少人数指導や習熟度別指導、ティームティーチングなど、きめ細かな学習指導を実施することに制約がある。

【表6】平成27年度普通科高校における平均開設科目数

	地域キャンパス校 (14校)	地域キャンパス校以外の 第1学年1学級校(15校)	第1学年2学級校 (20校)	第1学年4学級校 (19校)
平均開設科目数	34.9	31.7	39.8	43.0

- 生徒数が少ないことから、多様な考え方に触れる機会や生徒同士が切磋琢磨する機会が少ない。
- 生徒数や教員数が少ないことにより、部活動の設置や生徒会行事の実施に制約がある。

【表7】部活動の平均設置数

	地域キャンパス校 (19校)	地域キャンパス校以外の 第1学年1学級校(26校)	第1学年2学級校 (35校)	第1学年4学級以上校 (108校)	全道平均
文化系	3.3	3.3	4.9	10.8	8.4
運動系	4.3	3.9	7.0	12.0	9.6
合計	7.6	7.2	11.9	22.8	18.0

### ウ センター校との連携上の課題

#### (7) 出張授業

- センター校から派遣される教員は、地域キャンパス校での在勤時間が限られることから、生徒の質問に対し十分に対応できなかったりするなど、生徒と直接ふれあう時間の確保が難しい面がある。
- 出張授業担当教員の本務校における業務によっては、地域キャンパス校に授業変更が生じる場合があり、その際は両校間で時間割等を調整する必要がある。

#### (4) 遠隔授業

- 遠隔システムを効果的に活用し、対面授業と変わらない効果を得ることのできる授業を行うためには、機器の操作に慣れるとともに、遠隔授業の特性を踏まえた授業展開が必要である。
- 受信側のサポート教員が、必要に応じて、配信側の教員と協力して評価を行うが、生徒の関心・意欲・態度を評価することが難しい面もあり、より一層評価方法を工夫する必要がある。

## 3 地域キャンパス校を取り巻く状況

### (1) 人口減少社会と地方創生への対応

国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月に閣議決定し、地方自治体においても、国が策定した「総合戦略」等を勘案して「地方版総合戦略」等を策定することとなった。本道においては、平成27年10月に「北海道人口ビジョン」及び「北海道創生総合戦略」を策定し、各市町村においても、平成27年度内に策定することとしている。

「北海道人口ビジョン」では、本道の将来の人口の推計を示し、人口減少が地域の将来に与える影響や今後目指すべき将来の方向性を示している。

また、「北海道創生総合戦略」では、本道における人口減少対策について、「先送りできない待ったなしの課題」であり、「スピード感を持って諸般の対策を講じる必

要がある」としている。

## (2) 地域キャンパス校の入学者数の減少と市町村の対応

平成27年度において、在籍者数が指針で示している再編基準を下回る地域キャンパス校が5校となるなど、入学者の減少が進んでいる。

熊石高校は、平成21年度に地域キャンパス校となったが、第1学年の在籍者数が平成22年には17人、平成23年度には11人と減少し、2年連続して20人未満となり、その後の増加も見込めない状況であったことから、平成23年度に策定した公立高等学校配置計画において、平成26年度に募集停止とした。

こうした中、地域キャンパス校をはじめとして、小規模校が所在する市町村の多くでは、入学者の確保や保護者の経済的負担の軽減、あるいは郡部における多様な学習機会を確保する観点から、地元の高校に通学する生徒を対象に、通学費や下宿費等の支援のほか、生徒の各種資格取得や講習会参加の機会の拡充のための支援などを行っている。

## (3) 地域からの意見等

平成26年3月に北海道町村教育委員会連合会から、地域キャンパス校の「第1学年全体の在籍者数」の基準の引下げについて要望があったほか、全道の通学区域ごとに開催している地域別検討協議会においても、「高校は地域の活性化等に大変重要な役割を担っており、地域で支援策を講じ、存続に向けて取り組んでいることを考慮願いたい。」などの意見が多く寄せられている。

こうした要望や意見を踏まえつつ、検討委員会においては、地域キャンパス校の在り方や教育環境の充実策を検討するに当たり、地域の意向を把握するため、地域キャンパス校が所在する19の市町に対してアンケート調査を行った。

地域キャンパス校の再編基準については、全ての市町で「緩和する必要がある」とし、望ましいと考える人数要件は最大で16人、最小で10人との回答であった。

また、教育環境の充実に向けた取組については、「進路希望に対応し、遠隔授業を効果的に活用する」や「センター校との連携・協力、生徒間の交流を積極的に行う」などの回答があったことから、生徒の多様な学習ニーズに対応した教育課程の充実に向けて遠隔授業や学校間連携を推進する必要がある。

## (4) 遠隔教育の進展

平成25年度から国の指定を受けて本道で行っている遠隔授業に関する研究開発（【表8】）の成果等を踏まえ、国では制度改正を行い、遠隔授業での単位認定が可能になった（【表9】）ことから、遠隔授業が地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて大きな役割を果たすことができる環境が整った。

【表8】遠隔授業に関する研究開発（文部科学省指定【H25～H28】）について

○ 概要						
離島の高校や小規模校における教育水準の維持向上を図るため、映像や音声を双方向でライブ配信できるシステムを活用した遠隔授業について研究開発を実施						
○ 研究開発学校の教科・科目及び授業実施時数等						
研究開発学校	研究協力校	教科名	科目名	授業実施時数 総時数（遠隔）	単位数	学年
礼文高校	岩内高校	国語	古典A	70 (35)	2	2
	倶知安高校	数学	数学B	105 (53)	3	3
	釧路湖陵高校	外国語	英語表現 I	70 (70)	2	3
	有朋高校	芸術	書道 I	70 (35)	2	1
南茅部高校	紋別高校	数学	数学II	105 (90)	3	2
	岩内高校	公民	政治・経済	70 (35)	2	3
常呂高校	倶知安高校	理科	物理	140 (140)	4	3
平取高校	稚内高校	数学	数学II	70 (35)	2	2
阿寒高校	函館中部高校	外国語	コミュニケーション英語II	70 (70)	2	2

【表9】遠隔授業を実施するに当たっての主な要件

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について<一部抜粋>

(平成27年4月24日付け27文科初第289号文部科学省初等中等教育局長通知)

- 遠隔授業は、同時かつ双方向的に行われるものであること
- 遠隔授業は、教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うものであること
- 遠隔授業は、高等学校等の全課程の修了要件として修得すべき単位数である74単位のうち36単位以下とすること
- 配信側の教員は受信側の高等学校等の身分を有する必要があること
- 配信側の教員は学校種や教科等に応じた相当の免許状を有する者である必要があること
- 単位認定等の評価は、当該授業を担当する教員たる配信側の教員が、必要に応じて、受信側の教員の協力を得ながら行うべきものであること
- 受信側の教室に当該高等学校の教員を配置すること など

#### 4 地域キャンパス校の在り方及び教育環境の充実策の考え方

##### (1) 充実策検討の視点

地域キャンパス校の再編基準の取扱いや教育環境の充実策の検討に当たっては、指針の成果や課題の検証を行う中で、今後の中学校卒業生数の推移や地域の実情等も考慮するとともに、次の視点を踏まえる必要がある。

##### ① 高校教育の機会の確保

地域キャンパス校制度は、高校に修学する機会を確保する観点などから導入しているものであり、高校を募集停止とした場合、生徒や保護者の負担等（通学困難なための下宿、長時間の遠距離通学、多額な通学費の負担）が生じることなどに配慮し、再編基準の緩和等について検討する必要があること。

##### ② 地域における教育機能（地域における知の拠点）の確保

高校は、生徒の学習ニーズや進路希望等に応じた教育活動を行うのみならず、文化やスポーツ活動といった生涯学習の場にもなるなど、地域において重要な役割を担っており、その募集停止は、地域における教育機能の低下を招くおそれがあること。

##### ③ 先駆性のある教育の実践と発信

少人数であるメリットを最大限に生かした教育活動を展開するとともに、遠隔授業等を活用した教育内容の充実などにより、少人数であることのデメリットを極力少なくするなど、先駆性のある教育実践に取り組むとともに、その成果を発信することが求められること。

##### (2) 再編基準の取扱い

地域キャンパス校が地域で果たす役割などを考慮し、方向性は次のとおりとする。

第1学年の在籍者が20人未満となった地域キャンパス校については、地域で果たす役割を踏まえ、第1学年の在籍生数の推移を慎重に見極めた上で、再編基準の緩和等について検討する。具体的人数要件は、今後さらに検討する。

なお、今後の地域キャンパス校の再編整備については、現在行っている検討の結果を踏まえ、取り扱うこととする。

##### (3) 教育環境の充実策

地域キャンパス校においては、小規模校であっても、より規模の大きい学校と遜色のない教育環境を確保するとともに、生徒や保護者に選ばれる魅力のある学校となるよう、教育活動を充実させることが必要であり、次に掲げる取組を推進することとする。



## ア 遠隔システムの積極的な活用

地域キャンパス校における教育環境の充実の観点から、遠隔システムの積極的かつ効果的な活用を図る。その際、遠隔授業の実施が難しいと考えられる実技・実習を伴う教科・科目については、センター校等との連携による出張授業の継続実施も検討する。

遠隔授業を配信する学校には、遠隔授業の実践において十分な経験を持つ教員を配置し、授業の充実を図るとともに、地域キャンパス校の要望に応じた選択科目の拡充や習熟度別指導の実施など、生徒の学習ニーズに対応したきめ細かな指導を一層充実させる。次の遠隔授業に関する研究開発による検証内容に基づき、遠隔授業の推進に取り組んでいく。

- ・遠隔授業を効果的に実施する授業構成や授業内容の検証
- ・問題解決的な学習など、アクティブ・ラーニングの効果的な指導方法の検証
- ・体育・音楽・家庭など、実技・実習を伴う科目の遠隔授業の実施についての検証
- ・遠隔授業を効果的に推進するタブレット等の活用方法等の検証
- ・オンデマンド型の授業配信の効果的な活用方法の検証
- ・指導方法やシステム操作などに係る教員研修の充実

また、遠隔授業配信校から複数の地域キャンパス校へ一斉に配信する方法の研究開発を行い、実施に向けて検討していく。

### (ア) 授業・講習等での活用

#### ○ 進路希望に対応した教育課程の充実

遠隔授業による実施科目数を増やし、選択科目の拡充を図ることにより、生徒一人一人の進路希望等に応じたきめ細かな学習指導の充実を図る。

#### ○ 授業形態の多様化

学習内容の理解の程度に応じて、習熟度別指導やティームティーチングなど、多様な授業形態を実施するとともに、複数の地域キャンパス校を結んだグループ学習の工夫など（【図1】）により、生徒一人一人の学習ニーズ等に応じたきめ細かな学習指導の充実を図る。

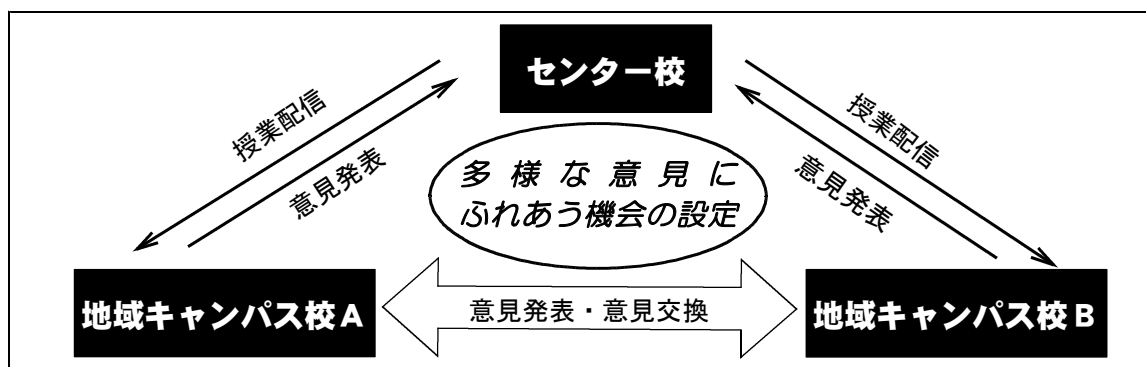
#### ○ 実技・実習を伴う教科等での活用

遠隔授業に関する研究開発の成果等を踏まえ、これまで実施している国語、数学、外国語などの教科・科目に加え、体育、音楽、家庭など実技・実習を伴う教科・科目における遠隔授業の実施を検討する。

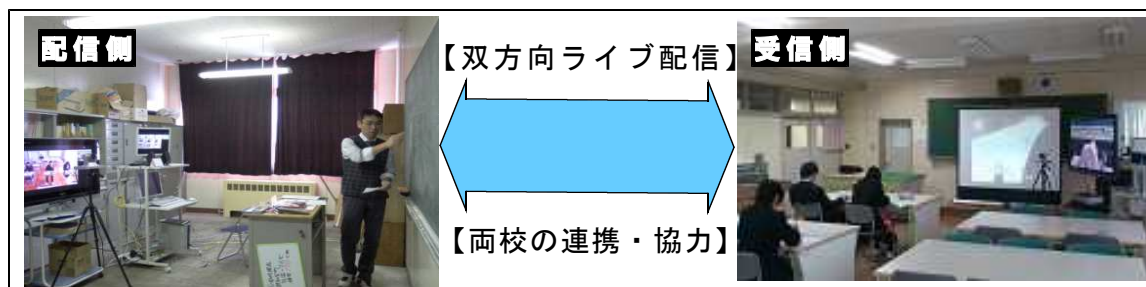
#### ○ 大学等への進路希望を持つ生徒への指導の充実

遠隔システムを活用して、センター校で実施している放課後及び長期休業中の講習を地域キャンパス校に送信し、生徒がリアルタイムで受講することを可能にするなど（【図2】）、進学を希望する地域キャンパス校の生徒の学力向上を図ることとし、オンデマンド型の配信も検討する。

【図1】 遠隔システムを活用した複数の地域キャンパス校を結んだ学習のイメージ



【図2】遠隔システムを活用した放課後講習のイメージ



○ **資格取得への支援の充実**

英語や簿記などの各種資格検定の受検を希望する生徒に対し、センター校等で実施している講習をリアルタイムで受講できるようにし、資格検定受検率及び合格率の向上を図る。

**(イ) 授業以外での活用**

○ **生徒間の交流の一層の推進**

生徒会執行部による合同研修会や交流会の開催など生徒会活動の活性化を通じ、リーダーシップの育成やコミュニケーション能力の向上を図る。

○ **部活動での活用の推進**

合同チームで大会に出場する場合などにおいて、運動系部活動のミーティングや文化系部活動の合同練習等を実施する。

○ **教員研修の充実**

学習指導や生徒指導等の研究協議等を行い、指導方法の改善に取り組むなど、教員の資質能力向上を図る。

○ **グローバル人材の育成**

各学校の生徒による実践発表など、様々な教育活動を通じて、社会課題に対する関心や深い教養、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、問題解決力等を身に付け、地域や地域の産業を支えるとともに、グローバルに活躍できる人材の育成を図る。

**イ 特色ある教育活動の一層の推進**

地域キャンパス校では、地域の教育資源を効果的に活用した教育活動を推進するため、教育課程編成の工夫や教育活動の特色化を図ることとする。

○ **学校設定科目の開設**

地域の歴史や文化、自然環境等を学ぶことのできる「〇〇学」など特色ある学校設定科目を開設し、地域理解を推進する。

○ **地域と連携した教育活動の推進**

持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（ESD）の推進拠点となっているユネスコスクールの実践などを参考にしながら、地域の環境保全や防災に関する学習等に取り組むなど、地域と連携した教育活動の一層の推進を図る。

※ ユネスコスクール

ESDの推進拠点と位置付け、ネットワークの活用による交流や、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指した活動を行っている。

**ウ 学校間連携の促進**

センター校との連携を一層充実するとともに、近隣の小規模校と連携し、相互に教員を派遣し合う「道立高校間連携」などに取り組むことにより、教育活動の一層の充実を図る。

## (7) 地域キャンパス校・センター校間

### ○ 特別活動の充実

地域キャンパス校とセンター校間において、学校祭、体育大会等の生徒会活動や、遠足、フィールドワーク等の学校行事を合同で実施するなど、両校間の連携を推進し、小規模校における特別活動の充実を図る。

### ○ 部活動等の合同実施等

地域キャンパス校とセンター校間の運動系部活動の合同練習や合同チームの編成による大会への出場、文化系部活動の合同発表会の開催などを通じ、技能やコミュニケーション能力の向上を図るなどして、部活動を活性化する。

### ○ 連携研究協議会の充実

毎年開催する連携研究協議会において、遠隔授業におけるアクティブラーニングの取組などを協議することにより、教育活動の一層の充実を図る。

## (4) 地域キャンパス校間

各学校の生徒による実践発表（仮称 地域キャンパス校ミーティング）や教員による意見交換などを行い、地域キャンパス校の教育活動の充実に向けた交流の機会を設けることを検討する。

## (5) 近隣他校間

部活動の合同チームや生徒会交流については、センター校にとどまらず、近隣の小規模校との連携を促進する。

また、道立高校間連携（【資料1】）について、現在、それぞれの高校から相互に教員を派遣して授業を実施することとしているが、今後は、一方の高校からの派遣のみによる連携も可能な制度に変更するなど、連携方法の改善を検討する。

### 【資料1】道立高校間連携実施要綱

#### 1 目的

この要綱は、北海道立の高等学校における学校間の連携に関し、必要な事項を定めることにより、相互の高等学校の教育課程の維持充実を図り、教育活動の一層の推進に資することを目的とする。

#### 2 対象校

連携を希望する北海道立の高等学校とする。

#### 3 道立高校間連携申請書の提出

連携を希望する高等学校の校長は、道立高校間連携申請書（別記様式1）を連携を開始しようとする日の10日前までに、所轄の教育局長を経由して教育長へ提出すること。

#### 4 連携の承認

毎年度、予算の範囲内で教育長が承認する。ただし、第1学年の学級数が2学級以下の高等学校を含む連携を優先するものとする。

#### ■ 地域キャンパス校の連携の例

A校の家庭科教員が、家庭科教員の配置されていないB校で、B校の音楽教員が、音楽教員の配置されていないA校で、それぞれ授業を行う。

## (I) 高大連携の推進

地域キャンパス校と大学の双方が、後期中等教育機関・高等教育機関としての目的や役割を有していることを踏まえ、e-ラーニングの活用などにより、地域の教育資源を取り入れた授業を行うなど、生徒一人一人の能力や適性を伸ばすよう取り組む。

## エ 教員配置の充実

- 地域キャンパス校の充実に向けて、意欲のある管理職やベテラン教員、ミドルリーダーを戦略的に配置するなど、教員配置の充実を図る。
- 遠隔授業を効果的に実施するため、地域キャンパス校、センター校の教員配置の工夫改善を図るとともに、遠隔授業の進捗状況等を踏まえ、遠隔授業スペシャリストの育成について検討する。

## オ 地域との連携の充実

- 地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携、協働していく必要がある。
- 地域キャンパス校は、地域における後期中等教育機関としての役割を担うとともに、地域における様々な年齢層の学びや教育実践発信の場となるため、次のような施策を推進する。

### (7) 地域の教育資源の活用の推進

#### ○ 人材等の活用

地域の人材をはじめとする地域の様々な教育資源を、授業や総合的な学習の時間、学校行事や部活動など、様々な教育活動において活用し、地域に根ざした活力ある学校づくりを推進する。

また、各地域キャンパス校における地域人材の活用事例を取りまとめ、特色ある取組を共有化することにより、地域の人材の一層の活用を図る。

### (4) 地元の小学校や中学校との連携による教育活動の推進

#### ○ ふるさとキャリア教育の推進

平成27年度から研究指定校において、各市町村や地域の産業界など関係機関、団体の支援を受けながら、地域の特性や教育資源を生かした学習や体系的なキャリア教育に取り組む「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」（【資料2】）を推進している。

本事業の研究成果を活用し、地域キャンパス校においても地域の小学校や中学校と連携した取組を推進する。

#### 【資料2】小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業の概要

##### ○ 趣旨

地域の未来を担う人材を育成するため、地方自治体や地域の産業界など関係機関、団体の支援を受けながら、研究指定校において、家庭生活の大切さや子どもを育てることの意義についての学習や、小学校、中学校、高等学校間の体系的なキャリア教育に取り組み、本道におけるキャリア教育の充実を図る。

##### ○ 主な取組とその内容

###### 【地域ダイスキ！プロジェクト】

###### 小・中・高の連携による、地域の特性や教育資源を生かしたキャリア教育の推進

- ①各研究指定校におけるキャリア教育の取組の分析、課題の明確化、情報の共有
- ②小・中・高の12年間を見通したキャリア教育の全体計画を作成
- ③地域の特性や教育資源を生かした取組の実施  
(取組例) ・提案型プロジェクト(地域活性化のアイデアを自治体に提言)  
・体験型プロジェクト(職業を擬似的に体験する取組)  
・運営型プロジェクト(町のイベント等にボランティア協力) など
- ④地域人材等を活用したキャリア教育に関する「講演会」の実施
- ⑤児童生徒が振り返りながら自己の将来や職業を考えるキャリアノートの作成

###### 【子どもダイスキ！プロジェクト】

###### 課題理解、意識啓発のための取組

- ①「家庭や子育てに関する座談会」を開催(研究指定校を行う高校が主催)  
・高校生が道内各地で家庭を持ち、子どもを育てることの意義などについての理解を深めるため、高校生と地域による意見交換を実施
- ②実践研究を行う高校において「少子化の現状と課題」などをテーマにした学習の実施  
・「次代の親づくりのための出前授業」(保健福祉部実施)の活用
- ③「家庭科」副読本(保健福祉部と連携して作成)の活用  
・高校の家庭科の単元「人の一生と家族・家庭」等での活用

#### ○ 中高連携の充実

「中学校と高校の連携 特色ある取組事例集 第2集(平成27年9月作成)」(【資料3】)に、地域の教育資源を活用した中高連携の事例を新たに盛り込むなど、取組事例の内容の充実を図り、地域キャンパス校と中学校との教育活動の連携のノウハウを共有することにより、地域における中高連携を一層推進する。

また、交流学習や体験入学、学校説明会などにおいて、高校の授業や部活動を知ることはもとより、遠隔授業の体験を行うことなどにより、中学生や保護者の地域キャンパス校への理解を深めるとともに、中高の学びの連続性に配慮する。

【資料3】「中学校と高校の連携 特色ある取組事例集 第2集」羅臼高校の取組

**中高一貫の特色を生かした取組** 幼小中高の学びの接続による確かな学力の育成

本校では、「地域を愛する生徒の育成」をテーマに掲げ発足した羅臼町幼小中高一貫教育研究会に参加し、学びの接続を確かなものとし、生徒の思考力・判断力・表現力等を一層高めることを目指し、地域の学校が一体となった確かな学力の育成に取り組んでいる。

1 取組の概要

発達段階を踏まえた幼稚園から高校までの「知床学」の学習

ア ヒグマとの共生をテーマにした「クマ学習」

イ 知床の生態系を知る「ワシ学習」や「水生昆虫学習」

ウ 外来種のハチについて学ぶ「ハチ学習」 など



【中学校での数学の研究授業】

2 取組の成果

- 学校種間の教員の連携強化により、個に応じた学習指導が充実した。
- 国公立大学を含む4年制大学受験者数と進学者数が増加した。



- 生徒の進路目標を実現させるための教員の意識が高まった。
- 「北海道高等学校学力向上推進事業」の学力テストなど各種学力調査、模擬試験等において、基礎学力が向上した。
- 地域の自然環境について科学的根拠に基づき説明できるようになるなど、思考力や表現力が向上した。

(ウ) その他の連携の推進

- 地域の産業を担う人材の育成と地元企業への就業促進

地域キャンパス校で学ぶ生徒は、地元の産業の担い手となるなど、将来の地域を支える人材となることも期待されていることから、地元企業への就職を希望する生徒の就職先の確保などを、市町村と連携しながら、経済団体や企業に働きかけるなどして、就業の促進を図る。

- コミュニティ・スクール化の検討

既に設置している学校評議員制度の趣旨を踏まえ、その一層の充実を図るとともに、地域キャンパス校が所在する市町における地域の小・中学校の状況や、これまでの地域による支援の状況等も踏まえ、コミュニティ・スクール化を検討する。

※ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める制度

- 所在する市町からの支援体制の構築

地域キャンパス校が所在する市町に対し、生徒の活動や指導者の派遣などに対する支援等を行うよう働きかける。

カ 学校の魅力の発信

(7) 生徒募集の範囲の拡大検討

地域の特色を生かした教育活動に魅力を感じて、道外から入学を希望する生徒に対しては、受入れ体制の整備を図ることを前提に出願が可能となるよう検討する。

#### (4) 学校のPRの推進

地域キャンパス校の教育活動の取組を広く周知するため、学校ホームページを充実するとともに、道教委のホームページにおいても地域キャンパス校のページを開設するなどして、学校の魅力を広く発信する。

併せて、市町と連携し、広報誌などの情報媒体を積極的に活用し、地域キャンパス校のPR活動を一層推進する。

### 5 今後の取組

- 4の(3)に示した教育環境の充実策のうち、実施可能なものについては、平成28年度から取組を進める。
- 本道の地域の地理的特性などを考慮するとともに、市町村と連携しながら地域キャンパス校をはじめとした小規模校への支援を一層進めるため、通学支援等を行う市町村に対する特別交付税措置を要望する。
- 指針に基づく施策の成果と課題については、引き続き検討委員会で検証を進め、その結果を平成28年9月を目途に取りまとめる。

# 資料

## 1 高校教育検討委員会設置要綱

高校教育検討委員会設置要綱（平成27年10月23日教育長決定）	
（目的）	
第1条 「新たな高校教育に関する指針」の成果や課題などを検証するとともに、時代の変化に応じた高校教育の充実のための方策について検討を行う。	
（所掌事務）	
第2条 検討委員会は、次の事項の検討を行う。	
（1）指針の成果や課題などの検証に関すること	
（2）時代の変化に応じた高校教育の充実に関すること	
（3）その他関連する事項	
（組織）	
第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって構成する。	
2 委員長は、新しい高校づくり推進室参事（改革推進）とする。	
3 委員は、別表1に掲げる職をもって構成する。	
（会議）	
第4条 検討委員会の会議は、委員長が召集し、及び主宰する。	
2 委員長に事故があるときは、新しい高校づくり推進室参事（高校配置）が前項の職務を代理する。	
（幹事会）	
第5条 検討委員会に、その事務を整理するため幹事会を置く。	
2 幹事会は、別表第2に掲げる職をもって構成する。	
3 幹事会は、新しい高校づくり推進室参事（改革推進）が招集し、及び主宰する。	
（庶務）	
第6条 検討委員会の庶務は、新しい高校づくり推進室参事（改革推進）において処理する。	
（補則）	
第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。	
附 則	
この要綱は、決定の日から施行する。	
別表1（第3条関係）	
所 属	職 名
総務政策局	施設課長 教育政策課長 教職員課長
学校教育局	高校教育課長 義務教育課長
新しい高校づくり推進室	参事（高校配置） 参事（改革推進）
別表2（第5条関係）	
所 属	職 名
総務政策局	施設課主幹（道立学校） 教育政策課主幹（教育計画） 教育政策課主幹（定数政策） 教職員課主幹（道立学校人事）
学校教育局	高校教育課主幹（普通教育指導） 高校教育課主幹（産業教育指導） 義務教育課主幹（義務教育） 義務教育課主幹（教職員研修）
新しい高校づくり推進室	参事（高校配置）主幹 参事（改革推進）主幹

## 2 検討経過

- 第1回検討委員会・幹事会（11月5日）  
検討内容の確認 今後の進め方など
- 第2回幹事会（12月15日）  
地域キャンパス校の現状、課題等の洗い出し
- 第3回幹事会（1月18日）  
「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて（素案）」の検討
- 第2回検討委員会（1月18日）  
・第2回、第3回幹事会報告  
・「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて（素案）」の検討
- 第4回幹事会（2月10日）  
「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて（案）」の検討
- 第3回検討委員会（2月10日）  
「地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて（案）」の取りまとめ